

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第2回）

環境影響評価の現状

特に計画段階配慮手続きを中心として

- 法アセス対象事業の事業種別割合と今後の見込み
- 今後の陸上風力発電所のアセス手続きの見込み
- アセス図書の常時公開について

公益財団法人 日本自然保護協会 自然のちから推進部
保護室長 若松伸彦

日本自然保護協会 (NACS-J) の概要



日本自然
保護協会

The Nature Conservation
Society of Japan

自然のちからで、明日をひらく。

1951年設立の全国8万5千を超える
会員や寄付サポーターに支えられ
活動している環境NGO

連携企業数: 360社

都道府県会員: 20、市区町村会員: 46



暮らしを支える自然の豊かさを守り、その価値を
広め、自然と共にある社会を実現するために、
皆様と共に活動してきたNGO



全国規模の自然保護
問題の解決と支援



自然保護を通じた
社会課題の解決



ふれあいの場と機会、
導き手を増やす

調べる
調査・研究

守る

運動・管理・提言

広める

教育普及・広報

大型陸上風力の自然環境影響レポート
2025公表
再エネ推進のためにあるべき姿を問う

— 2025年11月6日



環境影響評価法の制定と改正

年	内容	背景・詳細
1997	環境影響評価法の制定	・法律による手続きの義務付け ・早期段階での手続きの導入 ・意見書提出機会の拡大 ・環境省の関与の拡大 ・事業許認可などへの反映
1999	環境影響評価法の施行	
2011	「環境影響評価法の一部を改正する法律」の公布	・「配慮書」、「報告書」の手続を新設 ・環境大臣意見聴取機会の追加、方法書段階の説明会開催の義務化、インターネットによる公表
2011	風力発電所を対象事業に追加（政令改正） （2012年10月施行）	・早期段階で住民等の理解を得ることと事業の円滑実施を図ることを目的に追加 ・第1種事業の規模要件を1万kWに設定
2013	環境影響評価法の改正（放射性物質に関する適用除外規定の削除）	・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、一般環境中にて放射性物質による環境汚染が発生。環境影響評価制度において「一般環境中の放射性物質」を規定。
2019	太陽光発電所を対象事業に追加（政令改正） （2020年4月施行）	・FIT制度創設（2012年7月）により太陽光発電の導入が大幅に増加。 ・第1種・4万kW、第2種：3万kW（交流側）を規模要件に設定。
2021	風力発電所の対象事業の規模の変更（政令改正） （2021年10月施行）	・第1種事業：1万kW以上 → 5万kW以上 第2種事業：7500kW以上 → 3万7500kW以上
2025	環境影響評価法の一部を改正する法律	建替事業を対象としたアセス手続の見直し ①配慮書における事業実施想定区域の選定に関わる調査不要、既存事業の調査結果等を踏まえた環境配慮の実施、 ②環境大臣がアセス図書を入手し、インターネットにて継続公開

法アセス対象事業の事業種別割合と今後の見込み

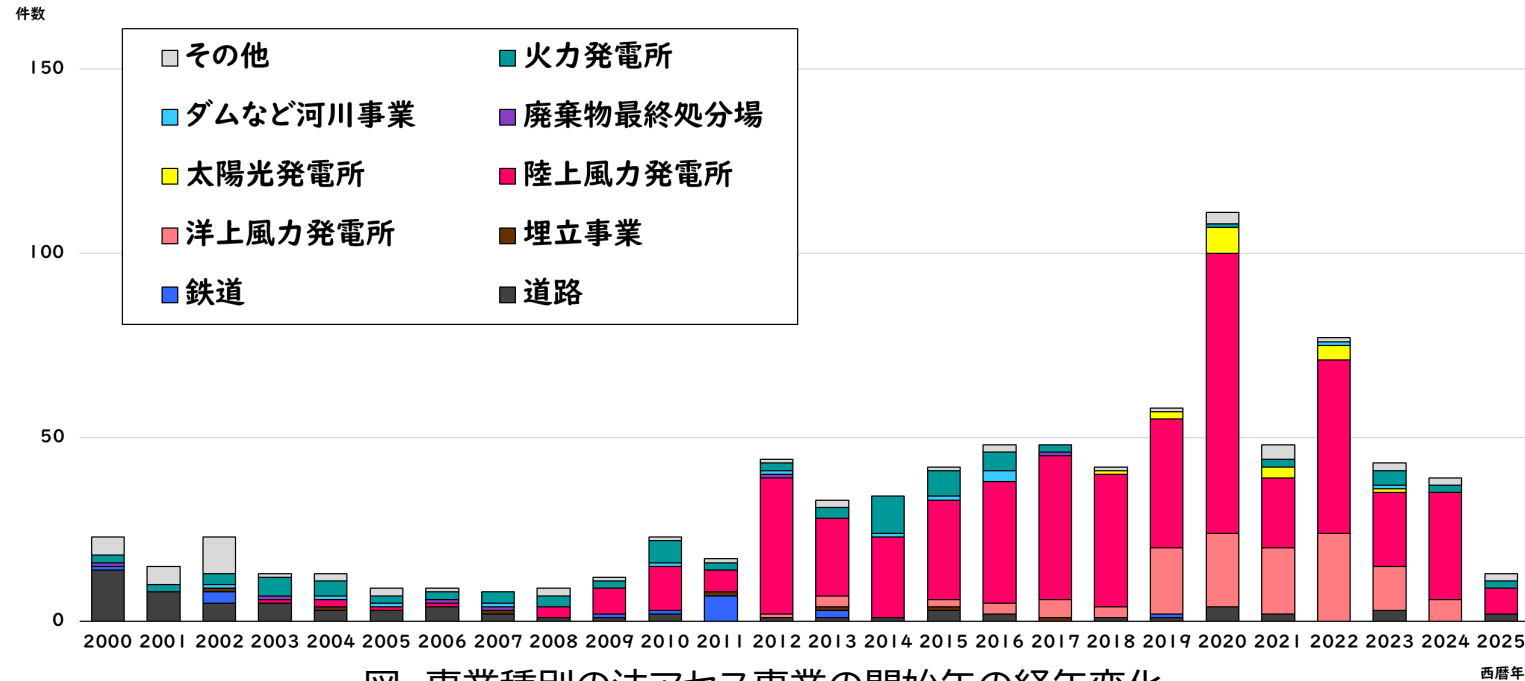


図. 事業種別の法アセス事業の開始年の経年変化
(環境影響評価情報支援ネットワークより集計)

- 現在の法アセス事業の多くを風力発電事業、特に陸上風力発電事業が占める
- 2020年に新たに太陽光発電事業が法アセス対象となったが、現在手続き中や計画中の太陽光発電事業は少ない一方で、稼働中の法アセス対象事業規模以上(4万kW以上)の太陽光発電所は133件もあり、今後の建替えの可能性もある

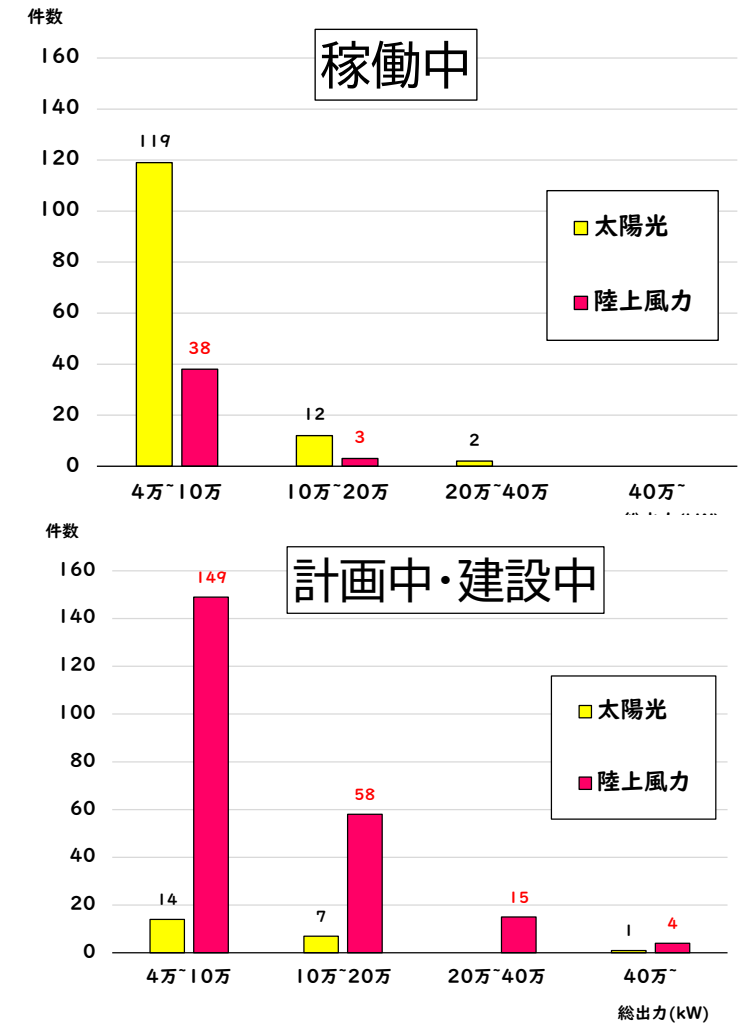


図. 総出力規模4万kW以上の稼働中および計画・建設中の太陽光発電事業と陸上風力発電事業
(エレクトリカル・ジャパン及び環境影響評価情報支援ネットワークなどより集計)

稼働中の陸上風力発電所と建替え

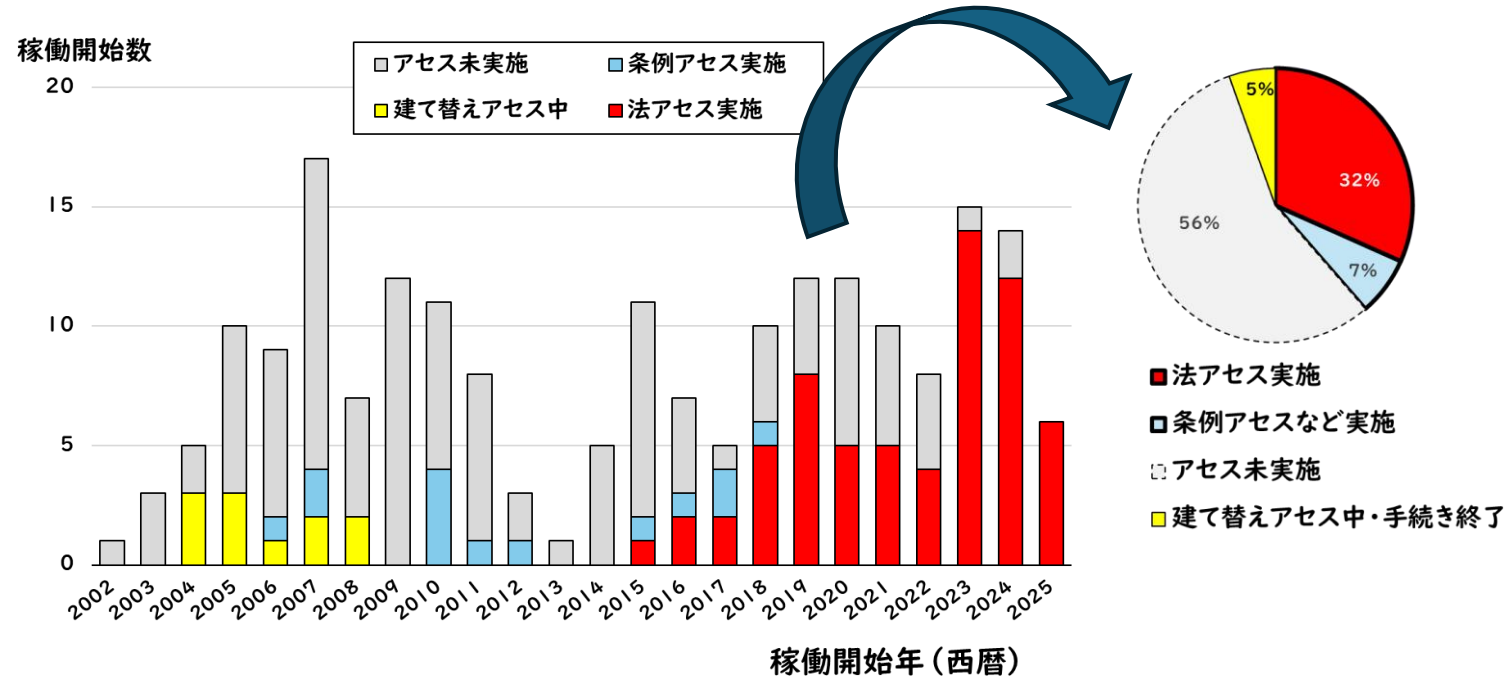


図. 稼働中の陸上風力発電所(出力規模7,500kW以上)の
稼働開始年と環境アセス実施状況
(環境影響評価情報支援ネットワーク、各発電所のHPなどより集計)

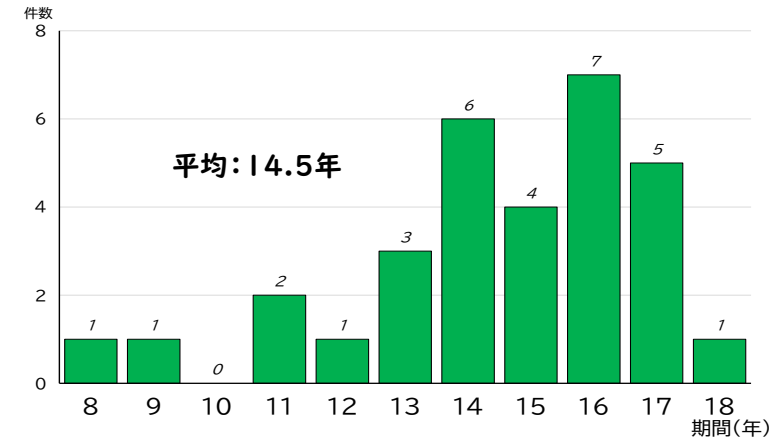


図. 稼働開始から建て替えの環境アセス手続き
開始までの期間
(環境影響評価情報支援ネットワーク、各発電所のHPなどより集計)

- 風力発電事業が環境アセス法の対象事業に追加されたのは2012年からであるため、現在稼働中の7500kW以上の陸上風力発電所の多くは、環境アセス手続きを実施せずに稼働開始している。
- 稼働開始から建て替えの環境アセス手続き開始は平均14.5年であることから、今後も新設の際に環境アセス手続きを行っていない風力発電所が建替えを実施することが見込まれる。

都道府県の環境影響評価条例の状況

- ・ 配慮書の設定がない都道府県は全体の約半数。
- ・ 風力発電事業計画があるにも関わらず、風力発電事業を条例の対象事業に位置付けていない都道府県がある。下限規模はかなり差があり、例えば山形県は37500kWと高い。

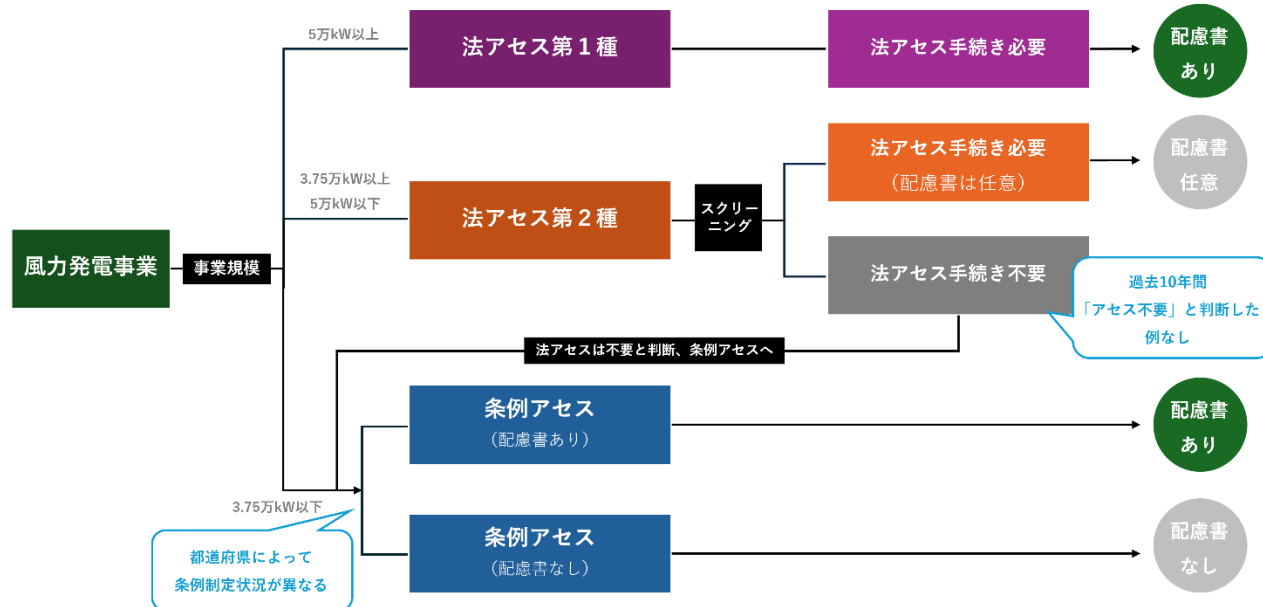


図. 配慮書の有無でみる、風力発電事業のフローチャート

表. 都道府県別の条例アセスの状況

都道府県名	配慮書の有無	風力発電事業の条例アセス 第1種事業下限規模	過去の案件 の公開状況	都道府県名	配慮書の有無	風力発電事業の条例アセス 第1種事業下限規模	過去の案件 の公開状況
北海道	○	1万kW	○	滋賀県	○	0.15万kW	○
青森県	×	1万kW	○	京都府	○	0.15万kW	○
岩手県	×	0.75万kW	○	大阪府	×	アセス対象外	○
宮城県	×	0.75万kW	○	兵庫県	○	0.15万kW (0.05万kW)	○
秋田県	×	1万kW (0.75万kW)	○	奈良県	○	アセス対象外	○
山形県	○	3.75万kW (2.5万kW)	○	和歌山県	×	0.75万kW	○
福島県	×	0.7万kW	○	鳥取県	○	0.15万kW	○
茨城県	×	0.75万kW	○	島根県	○	0.5万kW	○
栃木県	×	アセス対象外	×	岡山県	×	0.15万kW (0.075万kW)	×
群馬県	×	アセス対象外	○	広島県	×	0.5万kW	○
埼玉県	○	アセス対象外 (20ha)	○	山口県	○	1万kW	○
千葉県	○	0.75万kW	○	徳島県	○	0.75万kW	○
東京都	○	アセス対象外	○	香川県	○	0.5万kW	△
神奈川県	○	0.5万kW (0.05万kW)	○	愛媛県	×	0.5万kW	○
新潟県	×	アセス対象外	○	高知県	×	1万kW	○
富山県	×	アセス対象外	○	福岡県	○	0.5万kW	○
石川県	○	1万kW	○	佐賀県	○	0.35万kW	×
福井県	○	0.75万kW	○	長崎県	○	0.75万kW または10基	○
山梨県	×	0.75万kW	○	熊本県	○	アセス対象外 (0.5万kW)	○
長野県	○	0.5万kW (0.05万kW)	◎	大分県	○	0.75万kW	○
岐阜県	×	0.15万kW	○	宮崎県	×	0.5万kW	△
静岡県	×	0.75万kW	○	鹿児島県	×	0.75万kW	△
愛知県	○	0.75万kW	○	沖縄県	○	0.15万kW (0.075万kW)	○
三重県	×	0.75万kW	○				

* 下限規模：()内は国立公園など重要な地域の場合

公開状況：縦覧中の案件は全ての都道府県で公開している。

◎アセス図書の要約もあり、○過去の案件一覧を常時公開、△手続き中の案件一覧のみ公開、×縦覧中の案件のみ公開し、縦覧終了後は手続き中の案件の有無も含めて非公開

各都道府県HPからおおよび直接問い合わせを行い独自に作成。

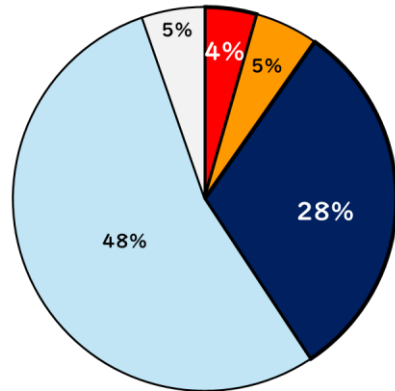
今後の陸上風力発電所のアセス手続きの見込み

新設時、アセス未実施の事業のうち建替時に
法アセス第1種は4%(5件)
配慮書有りの条例アセスは28%(35件)

新設時、
法アセス実施は32%(64件)
条例アセス実施は7%(14件)
アセス未実施は56%(113件)

新設時、アセス実施の事業のうち建替時に
法アセス第1種は19%(15件)
配慮書有りの条例アセスは19%(15件)

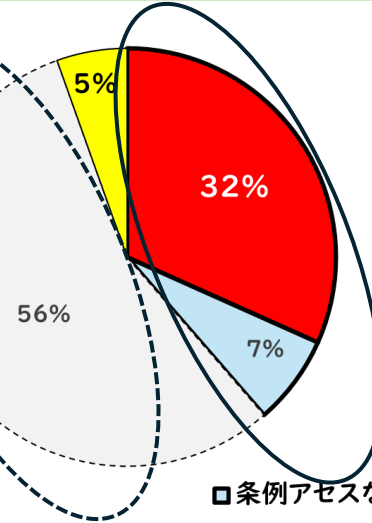
■ 法アセス第1種
■ 法アセス第2種
■ 道県条例(配慮書あり)
□ 道県条例(配慮書無し)
□ アセス対象外



新設時に
環境アセス
未実施



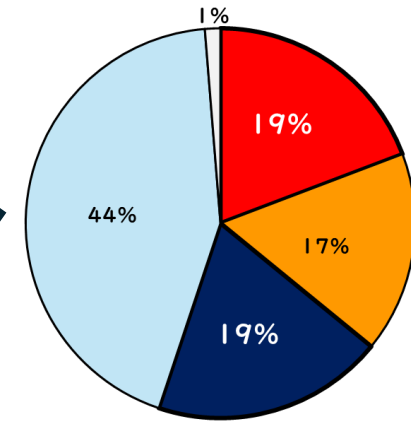
■ 法アセス実施
□ アセス未実施



新設時に
環境アセス
実施



■ 法アセス実施
□ 条例アセスなど実施
■ 建て替えアセス中・手続き終了



■ 法アセス第1種
■ 法アセス第2種
■ 道県条例(配慮書あり)
□ 道県条例(配慮書無し)
□ アセス対象外

図. 稼働中の陸上風力発電所(出力規模7,500kW以上)(202件)の環境アセス実施状況と建替え時のアセスの見込み
(エレクトリカル・ジャパン及び環境影響評価情報支援ネットワークなどより集計)

- ・ 現在稼働中の陸上風力発電所(出力7500kW以上)の新設時に環境アセス
 - ・ 実施の発電所のうち建替え時に配慮書があるのは、法アセス・条例アセス合わせて38%の30件。
 - ・ 未実施の発電所のうち建替え時に配慮書があるのは、法アセス・条例アセス合わせて32%の40件。
- ⇒新設時に環境アセスの実施の有無は考慮に入れなくて良いのか？

アセス未実施で建替え時に配慮書手続予定の風力発電所の自然環境

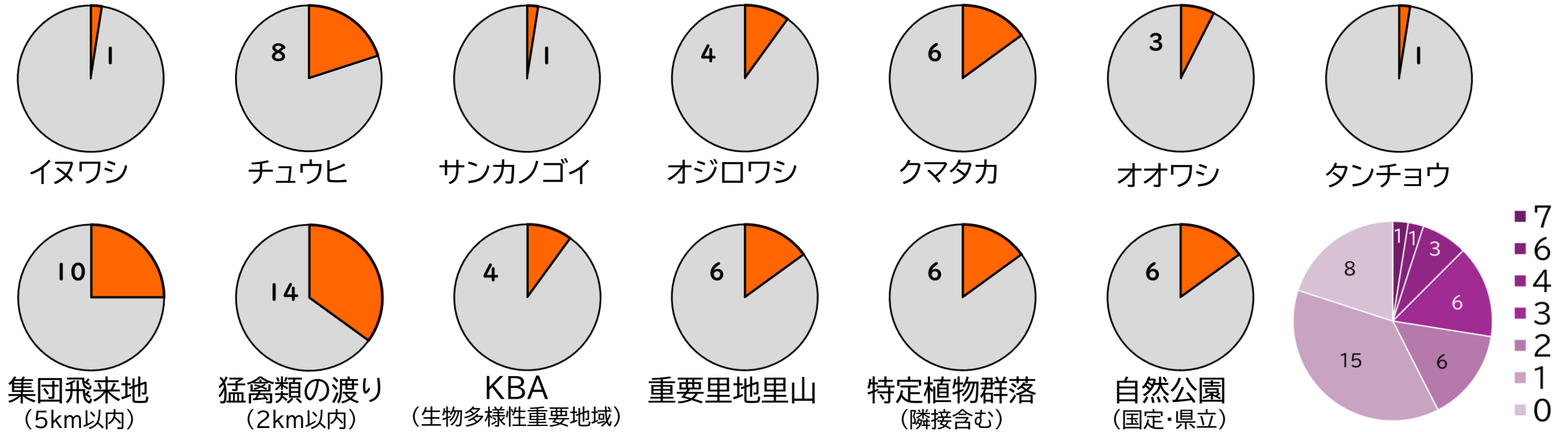


図. 稼働中の陸上風力発電所(出力規模7,500kW以上)のうち環境アセス未実施の風力発電所ので、建替時に配慮書を提出見込みの発電所(40件)の自然環境の状況 (EADASなどより集計)

- 環境アセス未実施で、建替え時に配慮書提出見込みの陸上風力発電所の一部で自然環境上のリスクがある。しかも一部は相当な影響がある状況で稼働している可能性もあり、シッカリとした環境影響評価は必須。

アセス図書の常時公開状況

- ・ 陸上風力発電発電事業に限らず、アセス図書の常時公開比率は全体としては低く約24%程度であるが、特に風力発電事業の常時公開率の低さが顕著。飛行場、太陽光発電事業、道路は常時公開率が高い。
- ・ 公開に積極的な事業者と、消極的な事業者で2極化が進んでいる。

表. 事業種別のアセス図書の常時公開状況

	総件数	常時公開件数	非公開件数	公開率
発電所(陸上風力)	286	50	236	17%
発電所(洋上風力)	80	13	67	16%
発電所(火力)	19	7	12	37%
道路	18	12	6	67%
発電所(太陽電池)	16	11	5	69%
発電所(地熱)	6	3	3	50%
飛行場	6	6		100%
河川	4	1	3	25%
発電所(水力)	3	1	2	33%
土地区画整理事業	2	1	1	50%
埋立て及び干拓	2		2	0%
鉄道	1		1	0%
廃棄物最終処分場	1	1		100%
総計	444	106	338	24%

*2018年以降2024年6月までに発行された最新のアセス図書が対象

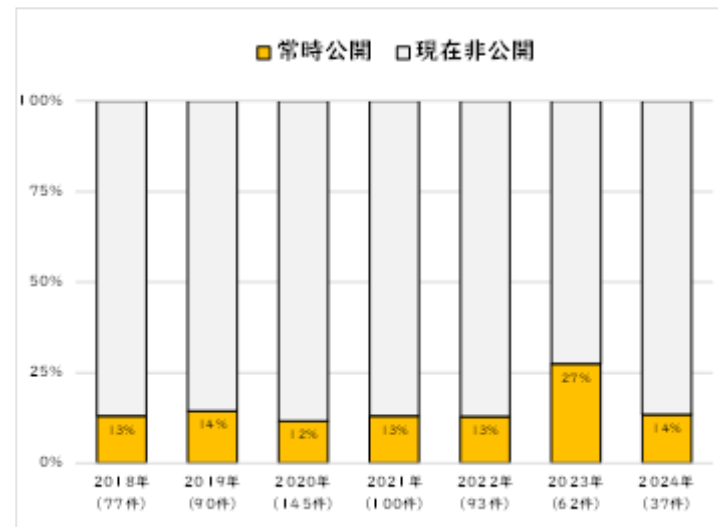


図. 陸上風力発電事業のアセス図書の発行年ごとの常時公開率

*アセス段階に関係なく発行されたアセス図書全てが対象

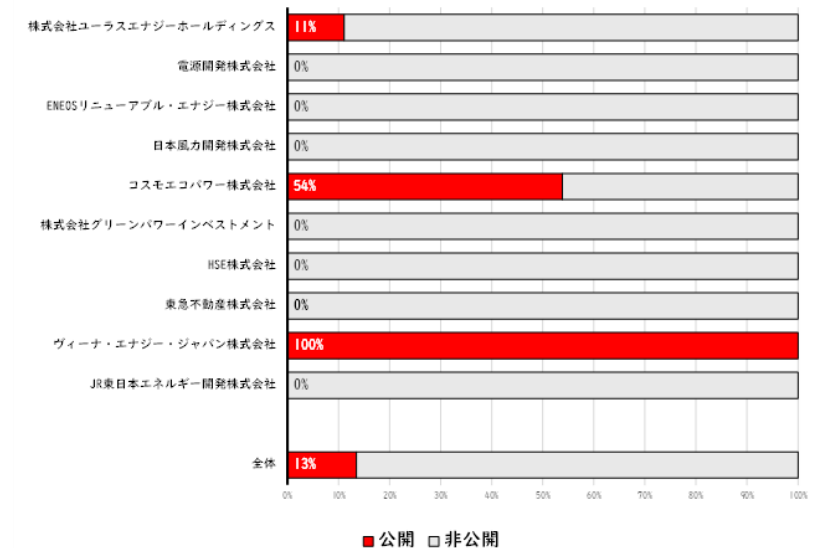


図. 主要事業者毎の陸上風力発電事業のアセス手続き中の最新アセス図書公開状況

*発行年代に関係なく最新のアセス図書の公開状況。なお、株式会社ユーラスエナジーホールディングスは2023年3月以降1年間限定で、コスモエコパワー株式会社は2018年以降発行されたアセス図書は常時公開している。

建替事業・建替配慮書の検討について

①どのような事業が「建替事業」に該当するか

- 新設時に環境アセスを実施している場合、アセス手続き内の対象事業実施区域は、一定の環境の把握は行われている。また、事後モニタリングも一定期間は実施しているはず。ただし、動植物は時間経過により変化する可能性がある点に留意が必要。
- 一方、環境アセス未実施の場合、建替え予定地および周辺地域の環境の把握はされておらず、手続き上、配慮書の趣旨「環境保全のために適正な配慮」を行うのに十分な知見の収集をしていないため、別に考えるべき。
- 発電所による自然環境の影響は、規模よりも立地がとても重要であり、建て替え前と数倍などの大きな変更がなければ、影響の増大はそこまで大きくはない。
- 太陽光発電所も今後、法アセス対象の建替え手続きが増加すると思われ、本検討会での検討事業に加える必要がある。

建替事業・建替配慮書の検討について

②「建替配慮書」にどのような記載が必要か

- 新たな土地の改変を伴う箇所が大幅な場合、ほぼ全項目の検討は必要か。
- これまでの建替事業のアセス図書を確認する限り、火力発電所、地熱発電所は大幅な施設の位置変更などが無く、自然環境項目の絞り込みは可能。
- 絞り込んだ項目に関して、稼働後のモニタリング結果を中心に記載することが重要。モニタリングをしていない不十分な場合は簡易化対象としては不適格。
- 風力発電所の場合は他事業と異なり、稼働時に鳥類・コウモリ類への影響が多いため、現在稼働中の発電所による長期のモニタリング結果を記載することは必須。

図書の継続公開について

①アセス図書の公開数を増やすために、図書の継続公開制度の運用に当たって重要なことはなにか。

- どの程度の事業者が協力するのか分からないが、一部事業者は公開をするようになっており、全ての事業者が協力をすることを期待をしている。
- 現在の環境省の公開では羅列的に図書が並べられているが、事業位置が地図で示されるなど検索がしやすい工夫が必要。

②事業者がアセス図書について有する権利への配慮など、図書の取扱いに関して留意すべきことはなにか。

- もし何らかのアセス図書の図表などを使用する際には、学術論文同様の扱い。引用は確実に示すなど。不適切な利用がされないためにも、注意喚起など環境省の努力は必要で、そのことが公開数の増加にもつながる。